別紙

社会資本整備重点計画(素案)に対する主な御意見(パブリックコメント)及びそれに対する考え方

該当箇所	素案に対する意見（概要）	意見に対する考え方
はじめに	○社会資本整備の目的に関する意見（安全・安心の確保の必要性）	○御意見の趣旨は、第２章第３節１.「社会資本整備が社会・経済にもたらす多様な効果」でおおむね記載しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
第１章 社会資本整備を取り巻く社会経済情勢の変化	○社会資本整備を取り巻く社会経済情勢の変化に関する意見（人口減少への対応、経済成長の実現、地方公共団体への支援）	○人口減少への対応、経済成長の実現、地方公共団体への支援など、御意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○社会資本整備を取り巻く社会経済情勢の変化に関する意見（激甚化・頻発化する自然災害への対応の必要性）	○頂いた御意見を踏まえ、第１章３.「激甚化・頻発化する自然災害」に以下のとおり追記するとともに、計画の実施にあたって適切に対処してまいります。【６ページ】 ・近年も、平成 30 年７月豪雨や、令和元年台風第 19 号、令和２年７月豪雨をはじめ、大雨や台風等により毎年のように甚大な被害が発生している。
	○社会資本整備を取り巻く社会経済情勢の変化に関する意見（浄水施設に関する技術開発の必要性）	○頂いた御意見は関係部局と共有し、今後の参考とさせていただきます。
第２章 中長期を見据えた社会資本整備の方向性	○社会資本整備を通じて重点的に対応すべき社会課題に関する意見（地域住民の納得感や誇りへの配慮）	○御意見の趣旨は、第２章第３節６.「国民理解の醸成」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○４つの重点目標と、その実現に向けた政策の中長期的な方向性に関する意見（カーボンニュートラル、上下水道の整備・老朽化対策、地震・津波対策、交通インフラの整備等の優先順位の設定）	○４つの重点目標は、第２章第１節で示した目指す姿を実現するために設定したものであり、いずれも社会課題を解決する上で重要であるため、素案のとおりとして取組を進めてまいります。
	○インフラマネジメントに関する意見（インフラマネジメントへの住民参画等の推進）	○御意見の趣旨は、「【方針４】地域の住民など多様な関係者の参画」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○公共事業費に関する意見（事業費の確保、予算増額の必要性）	○御意見の趣旨は、第４節　１.「戦略的・計画的な社会資本整備を支える安定的・持続的な公共投資」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。

第３章 重点目標ごとの「政策パッケージ」と重点施策、KPI	○指標の設定方法に関する意見（地域住民の納得感や誇りへの配慮）	○御意見の趣旨は、第２章第３節３．の「【方針４】地域の住民など多様な関係者の参画」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○離島等のインフラ整備の推進に関する意見	○御意見の趣旨は、第３章第１節でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
第３章 ○重点目標Ⅰ：活力のある持続可能な地域社会の形成	○重点目標Ⅰの名称（活力のある持続可能な地域社会の形成）に関する意見	○今後、急速な人口減少と少子高齢化が進行する中で、あらゆる人が安心して住み続けることのできる、にぎわいと活力のある地域を形成していくことは最重要課題の一つであり、また、将来のまちづくりの姿と一体となったインフラストックの適正化や、地域に暮らす人々が安心して住み続けることができる地域社会の形成が不可欠であると認識しております。これらの取組を一体的に実現するため、「活力のある持続可能な地域社会の形成」という重点目標を掲げているため、素案のとおりとして取組を進めてまいります。
	○生活関連サービスが持続的に確保される人口の確保に向けた都市機能等の誘導・集積に関する意見（都市の集約、災害対応に係る課題等）	○都市の集約については、人口減少下においても生活関連サービスの質の向上等、都市の持続性の維持のため、適切な人口密度を目標に誘導をはかるものです。計画の実施にあたり適切に対処してまいります。 ○災害対応については、御意見の趣旨は第３章第２節重点目標Ⅱ－２．の「災害に強いまちづくり」において記載しており、素案のとおりとして、計画の実施にあたり適切に対処してまいります。
	○コンパクト・プラス・ネットワークに関する意見（個性ある都市の形成、分散型国土形成の必要性等）	○個性ある都市の形成、分散型国土など、御意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する意見（オーバーツーリズムの未然防止・抑制等）	○御意見の趣旨は、第１章４．「成長型経済への転換期にある我が国経済」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○地域の将来像を踏まえたインフラの再構築に関する意見（インフラ老朽化対策の推進等）	○本計画案に賛同の御意見として承ります。
	○インフラメンテナンスに関する意見（予防保全型インフラメンテナンスへの転換、データベースの整備、集約・再編等の推進）	○インフラメンテナンスについて、御意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○水道事業の推進に関する意見	○頂いた御意見は関係部局と共有し、今後の参考とさせていただきます。

	○ジェンダー主流化に関する意見	○ジェンダー主流化は、社会的・文化的な性差（ジェンダー）の平等実現を目的として、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくことを指すものであり、包摂的な共生社会を目指す上で重要であることから、素案のとおりとして取組を進めてまいります。
	○地域の人々が集まりつながりが生まれる公共空間の創出に関する意見（エリアマネジメント団体の財源確保の必要性）	○頂いた御意見は、計画の実施に当たり参考とさせていただきます。
第３章 ○重点目標Ⅱ：強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会	○ 生産性向上を支える強靱で効率的な人流・物流インフラの整備に関する意見（整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークの整備、三大都市圏等の鉄道整備、鉄道施設の耐震化、高規格道路の整備の推進等）	○御意見の趣旨は、第３章第２節重点目標Ⅱ－１．の「生産性向上を支える強靱で効率的な人流・物流インフラの整備」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○企業立地の促進に資するインフラ整備の推進に関する意見	○御意見の趣旨は、第３章第２節重点目標Ⅱ－１．の「経済安全保障に資する企業立地に向けた基盤整備とインフラのセキュリティ強化」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画実施に当たり適切に対処してまいります。
	○民間資金を活用した都市の国際競争力を高める基盤の整備に関する意見（建築費高騰等への対応の必要性）	○頂いた御意見は、関係部局と共有し、今後の参考とさせていただきます。
	○インフラ分野の新技術を活用して経済社会活動に変革をもたらすサービスの導入に関する意見（自動運転、自動物流道路の実現等）	○頂いた御意見は、計画の実施に当たり参考とさせていただきます。
	○防災・減災、国土強靱化に関する施策に関する意見（上下水道施設の整備の推進、大都市部における断水リスク軽減）	○頂いた御意見は、計画実施に当たり参考とさせていただきます。
	○防災・減災、国土強靱化に関する施策に関する意見（水害対策の推進）	○御意見の趣旨は重点目標Ⅱ－２．の「激甚化・頻発化し、切迫する災害に対応した「事前防災」の加速化・深化」におおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○防災・減災、国土強靱化に関する施策に関する意見（事前防災、復旧・復興の推進）	○御意見の趣旨は、第３章第２節重点目標Ⅱ－２．の「現状と課題」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○防災・減災、国土強靱化に関する施策に関する意見（東京一極集中の是正）	○東京一極集中の是正については、国土形成計画と調和を図りつつ、重点目標Ⅰ－１．の「現状と課題」におおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。

第３章 ○重点目標Ⅲ：インフラ分野が先導するグリーン社会の実現	○インフラ分野が先導するグリーン社会の実現に関する意見（総論）	○地球温暖化をはじめ地球環境問題は人類の生存に関わる世界共通の課題であり、インフラ分野の貢献も重要であることから、素案のとおりとして取組を進めてまいります。
	○カーボンニュートラル、再生可能エネルギーの導入に係る環境への配慮に関する意見	○カーボンニュートラルについては、地球温暖化対策計画（令和７年２月閣議決定）等との整合性を図る観点から素案のとおりとして取組を進めてまいります。 ○再生可能エネルギーの導入に向けた取組については、第２章第２節重点目標Ⅲの「①2050 年カーボンニュートラルの実現」等に以下のとおり追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。【20 ページ等】 ・地域の理解や環境への配慮を前提に、再生可能エネルギーの供給拡大に貢献
	○スマートシティの推進に関する意見	○御意見の趣旨は、第３章第２節重点目標Ⅳ－３．の「①データ連携や AI 等を活用した賢く、安全で、持続可能なインフラの管理・運用」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○運輸、家庭・業務部門の脱炭素化を支える基盤整備に関する意見（クリーンエネルギーへの移行の推進）	○御意見の趣旨は、第３章第２節重点目標Ⅲ－１．の「①運輸、家庭・業務部門の脱炭素化を支える基盤整備」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○グリーンインフラの価値の「見える化」の推進に関する意見	○本計画案に賛同の御意見として承ります。
第３章 ○重点目標Ⅳ：戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化	○官民連携手法の活用に関する意見（PPP/PFI の導入、ウォーターPPP 推進に係る配慮、経済安全保障の考慮等）	○PPP/PFI は、行政と民間事業者との適切な役割分担のもと、公共施設等の整備・運営に民間事業者の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する手法であり、我が国を支えるインフラの確保に当たっても、PPP/PFI を積極的に活用することが重要であると認識しているため、素案のとおりとして、計画の実施にあたり適切に対処してまいります。
	○入札契約等の制度改善に関する意見	○御意見の趣旨は第３章第２節重点目標Ⅳ－１．の「②複数の地方公共団体、官民等の連携・協働体制の構築促進」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○建設業・運輸業等の担い手の確保・育成に関する意見（適正な賃金水準の確保、人材育成、処遇改善の推進）	○御意見の趣旨は第３章第２節重点目標Ⅳ－2．の「現状と課題」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○建設業・運輸業等の担い手の確保・育成に関する意見（外国人材の受入れに係る配慮等）	○頂いた御意見は、計画の実施に当たり参考とさせていただきます。
	○新技術・ＤＸによるインフラの価値向上に関する意見（水道事業の推進）	○頂いた御意見は、関係部局と共有し、今後の参考とさせていただきます。

	○データ連携やAI等を活用した賢く、安全で、持続可能なインフラの管理・運用に関する意見（データ連携の強化）	○頂いた御意見は、関係部局と共有し、今後の参考とさせていただきます。
	○高速道路の ETC 専用化の推進や高速道路の料金割引に関する意見	○頂いた御意見は、計画の実施に当たり参考とさせていただきます。
第４章 計画の着実な推進	○計画の着実な推進に関する意見（ウェルビーイングの考慮）	○御意見の趣旨は、第３章第２節重点目標Ⅰ－３．の「現状と課題」でおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
その他	○安全保障との連携に関する意見	○関連する政府の他計画との連携を図りながら取組を推進する観点から、「はじめに」に、以下のとおり追記いたします。【２ページ】 ・その他、エネルギー、環境、安全保障等の分野における政府の各計画との連携を図って取り組んでいく。
	○社会資本整備重点計画の対象ではない事項に関する意見（住宅政策、高齢者運転制限の強化、防火水槽の整備等）	○本計画の対象ではないことから、素案のとおりとします。
	○パブリックコメントの実施期間、方法に関する意見	○従前と同様、法令等に準拠し、適切に実施しているものと考えています。

※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また内容を適宜要約しています。